

## 三次市地域公共交通会議分科会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、三次市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）

第11条第2項の規定に基づき、三次市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の分科会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 分科会は、要綱第2条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

（組織）

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、交通会議の会長が指名する。

（分科会長）

第4条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、委員の互選により定める。

3 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。

（会議）

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

（関係者の出席等）

第6条 分科会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（協議結果の取扱い）

第7条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

（報酬及び費用弁償）

第 8 条 分科会の委員の報酬及び費用弁償は要綱第 15 条第 2 項による。ただし、交通会議と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

2 第 6 条の規定に基づき、分科会に出席した者の報酬及び費用弁償も前条第 1 項に準ずるものとする。

(ワーキング会議)

第 9 条 分科会の、第 2 条の各号に掲げる事項について地域毎に協議・検討を行うため、必要に応じワーキング会議を置くことができる。

2 ワーキング会議の組織、運営その他必要な事項は、分科会長が別に定める。

(庶務)

第 10 条 分科会の会議の庶務は、交通会議事務局が行う。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

この規程は、平成 22 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
三次市民バス・市民タクシー 検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三次市民バス等の再編等に関する事</li> <li>・ 市民タクシー制度の導入等に関する事 等</li> </ul>
自家用有償旅客運送検討分科 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家用有償旅客運送導入等に関する事 等</li> </ul>
市街地循環バス活性化検討会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地循環バスの実証運行に関する事 等</li> </ul>